

「法改正等に伴う再開発事業における登記業務とその留意点について」

令和3年4月の不動産登記法改正により、本年4月1日から相続登記が義務化されました。また昨年4月の民法改正により、土地・建物の管理制度が創設されるなど、再開発事業における権利者対応の方策にも変化が生じる可能性があるとともに、登記業務においても留意が必要となってきています。

また市街地開発事業においては、土地区画整理事業との一体的施行や立体的道路制度を活用した事業など事業手法が多様化する一方で、各事業手法に応じた登記業務の課題、事業の各段階における個別の登記処理、事業構築と連携した対応等も求められています。

本技術研究会では、豊富な実務経験を有する土地家屋調査士、司法書士を講師に迎え、事業の各段階における登記実務の概要・進め方を解説するとともに、実務上の留意点を整理し、課題や解決例を紹介します。

また、近年改正された法律や各種事業手法による再開発事業における登記事務や、実務内容と留意点について解説します。

今回ご紹介する登記事務や留意点を踏まえ、皆様の市街地再開発事業等への今後の取り組みの一助となれば幸いです。

◇ 内 容

1. 都市再開発法第70条登記について
 - ①都市再開発法第70条登記の概要と主な留意点と解決事例について
 - ②法改正等による都市再開発法第70条登記の留意点等について
 - ・不動産登記法改正、土地分筆登記 等
2. 都市再開発法第90条登記について
 - ①都市再開発法第90条登記の概要と主な留意点と解決事例について
 - ②法改正等による都市再開発法第90条登記の留意点等について
 - ・土地区画整理事業との一体的施行、立体道路制度 等
3. 都市再開発法第101条登記について
 - ①都市再開発法第101条登記の概要と主な留意点について
 - ②法改正等による都市再開発法第101条登記の留意点等について
 - ・建物竣工時期が段階的な事業 等

◇ 講 師

小川登記総合事務所グループ 土地家屋調査士法人小川事務所 代表社員 塚田 公俊氏
 村川総合司法事務所 司法書士 荒井 一政氏

(一社)再開発コーディネーター協会 マンション建替え支援事業委員会 委員

◇ コーディネーター

株式会社アイテック計画 取締役 事業統括部長 露口 信一郎氏
 (一社)再開発コーディネーター協会 事業企画委員会 委員

日 時 : 令和6年7月30日(火) 14:00~17:00
 場 所 : ビジョンセンター浜松町(住所:港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル)
 ※会場が外部会場ですので、ご注意願います。(https://www.visioncenter.jp/hamamatsucho/access/)
 定 員 : 50名前後(但し、定員になり次第、締切と致します。)
 参加費 : 15,000円(会員は13,000円)(税込)
 ※事前振込とし、当日参加費の現金取扱いは致しません。

申込方法 : 下記①、または②の方法にてお申込み下さい。

① 右記申込みフォームよりお申込み下さい。【http://urca.or.jp/mailform/gijyutu02/gijyutu02entry.html】

② 下記申込欄にご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申込み下さい。

FAX 03-3454-3015 メール: jigy@urca.or.jp

※ 受講当日は、受講票(後日送付)を忘れずにお持ちいただきますよう、お願い致します。

なお、開催の7日前までに入金確認が取れない場合、受講票は無効となります。

会社名: _____ 電話: _____

請求書送付先: (〒 _____) _____

請求書宛名: _____

会員種別【 1.個人会員(正・賛助) 2.法人会員(正・賛助) 3.一般 】

所 属・役 職 名	氏 名	連絡先メールアドレス